

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年7月30日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
(有害物等取扱手当の特例)	(有害物等取扱手当の特例)
5 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、新型コロナウイルス感染症（病原がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。	5 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。
(精神病治療業務手当の特例)	(精神病治療業務手当の特例)
10 略	10 略
(診療応援手当の特例)	
11 第17条第1項に掲げる業務が、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の規定に基づく予防接種のうち県立病院以外の場所で行うものであるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、勤務1回につき60,000円を限度として管理者が定める額の診療応援手当を支給する。	

附 則

この規程は、令和3年8月2日から施行する。